

被災者総合支援法案・要綱

関西学院大学災害復興制度研究所
法制度研究会（座長・山崎栄一）

被災者総合支援法の全体構成

- 第1編 総則編
- 第2編 応急救助編
- 第3編 生活保障・生活再建編
- 第4編 情報提供・相談業務・個人情報編
- 第5編 権利保障編
- 第6編 その他項目 附則

第1編 総則編

【目的】

本法は、これまでに生じた自然災害における被災者支援の教訓を踏まえ、被災者支援の基本理念ならびに、国一都道府県一市町村、被災者支援組織、住民の役割を明らかにし、事前準備から生活再建に至るまでの被災者支援体制の総合化・体系化を図り、災害時における情報収集・提供および相談業務体制を整備し、被災者の権利保障を確立することにより、これまでの被災者支援法制の再構築を図ることで、災害時における被災者の基本的人権の保障に寄与することを目的とする。

【定義—災害関連】

- ・災害
以下に述べる、自然災害と社会災害双方を含んだものをいう。
- ・自然災害
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生じることをいう。
- ・社会災害
大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により被害が生じることをいう。

被災者支援の時間的なフェーズ区分

- ・事前準備
災害時における迅速な対応を図るために行われる事前準備活動を指す。
- ・応急救助
災害時における救助、生存権の確保に必要な支援を指す。
- ・災害復旧
一時的・暫定的な居住・被害からの一時的回復に必要な支援を指す。
- ・災害復興
恒久的な居住 自律的な生活の再開 被害からの回復に必要な支援を指す。

被災者支援の内容

- ・避難行動 災害発生場所・地域から安全な場所への移動
- ・避難生活 一時的な居住 一時的な収入の確保
- ・生活再建 恒久的な居住 恒久的な収入の確保
- ・コミュニティ再建 被災者のつながりの再建

- ・被災者
災害によって、生命・身体あるいは財産、収入（あるいは生活）、社会的関係（家族あるいは世帯・雇用・コミュニティ）に被害あるいは影響を受けた者を指す。

- ・災害時要配慮者
年齢、障害、性別、国籍などにより、災害時において、避難行動・避難生活・生活再建を行うに当たって特に配慮を必要とする者を指す。
- ・被災者支援運営協議会
災害前において被災者支援の準備を行い、災害後において被災者支援を実施する主体によって構成された合議・運営体。
- ・被災者支援組織
災害前ならびに災害時において被災者支援に寄与する民間団体。
- ・被災者支援オンブズマン
被災者支援の状況を運用の面から監視・勧告を行い、被災者支援に係る不服申し立てを受け付ける組織。
- ・被災者支援基金管理人
被災者支援の準備ならびに実施をするにあたって必要な資金の管理・運営にあたる法人。
- ・被災者支援計画
被災者支援に関し災害前に策定される計画。
- ・被災者支援実施方針
被災者支援に関し災害後に策定される方針。

【理念規定】

被災者支援は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- ・被災者支援の最終目標について
本法における支援の最終目標は、被災者の生活再建にあるということを明記する。自律的な生活が再び営めるようにすることが最終目標となる。
- ・被災者の自己決定権の尊重について
被災者の自己決定権を実現するために、避難行動・避難生活・生活再建に向けたさまざまな努力に対する支援が整備されなくてはならない。
- ・生命保護の最優先について
生命保護が最優先されることを明記すると共に、災害関連死の防止義務規定を設ける。
- ・被災者の個別的事情への配慮と支援について
被災者が、個別的事情に基づいて配慮がなされ、必要な支援が受けられなければならない。
- ・配慮・支援の継続性について
被災者が、すべてのフェーズにわたって継続的な配慮・支援が受けられなければならない。
- ・被災者支援への参画について
要配慮者、被災者、住民が被災者支援の意思決定プロセスに参画できるような仕組みを設けなければならない。
- ・情報の活用について
被災者の自律的な判断・決定を促進するために適切な情報が提供され、かつ、被災者に対する支援を確保するために、情報が共有され、活用されなければならない。
- ・公助—共助—自助について
それぞれが連携して被災者支援に取り組むこと、適切な役割分担が図られることを明記する。

・被災者支援の実施について

被災者支援は、市町村による自治事務として捉える。補完性原理を基調とした市町村中心主義を採用する。国は、必要且つ十分な被災者支援が実施できるように補完をする最終的な義務を負う。

現場レベルにおける権限委譲を行えるようにする。補完についても柔軟に権限委譲が行えるようにする。

・財政に関する費用負担について

被災者支援に係る費用は、市町村による負担を原則とする。国および都道府県は、市町村が財政的に十分な被災者支援が実施できるように財政的な拠出をしなければならない。

・被災者支援に対する普段の備え・努力・反省について

支援制度についての国際的な比較研究・調査を実施すること。

災害後に検証が行われなくてはならない。年度ごとの実施状況報告義務を設ける。

総合支援法については、5年ごとの見直しが図られなくてはならない。

【基本方針】

被災者支援は次に掲げる基本方針に基づいて実施されなければならない。

- (1) いかなる災害のフェーズにおいても、生命・身体の保護が最優先されること。
- (2) 被災者のニーズに応じた食料・水ならびに生活財の供給が行われること。
- (3) 被災者の居住の確保について、避難生活の場所にかかわらず、生活環境が配慮されなければならない。必要に応じた住居、修理サービスが提供されること。
- (4) 被災者に対する医療・福祉・教育サービスが提供されること。
- (5) 被災者に対する労働・生業の機会が保障されること。
- (6) 被災者の個々の事情に応じた合理的な配慮がなされること。特に、災害時要配慮者に対しては、合理的な配慮が要求され、インクルーシブ的な対応が実施されること。
- (7) 被災者支援の実施に際して、差別的な取扱いし排除的な取扱いをしてはならない。
- (8) 常に、被災者のニーズを調査し、新たな被災者ニーズが現れたときは、柔軟な措置により対応を図ること。
- (9) 被災者を単なる被災者支援の客体として捉えてはならない。法解釈・運用の方針として、被災者支援に当たっては、被災者の尊厳を最優先すること。
- (10) 被災者の自己決定を尊重すべく、これらの支援が、多彩な支援手法によって実現されるべきこと。現物支給に硬直することなく、柔軟な支援方法を検討すること。
- (11) 自律的な避難行動、避難生活、生活再建が行えるように、十分かつ適切な形で情報が提供され、必要に応じて、災害ソーシャルワークに基づく相談援助を受けることができること。
- (12) ケースマネジメントに基づく生活再建に向けた体系的かつ継続的な被災者支援を受けることができること。
- (13) 被災者の裁判を受ける権利・不服申立ての権利が認められること。
- (14) 被災者支援の実施につき、被災者の意見を反映させるようにすべきこと。
- (15) 被災者支援の実施につき、防災自治の原則を確認すると共に、被災地（＝市町村）中心主義を採用すること。

- (16) 被災者支援の計画等の策定につき、さまざまな災害リスクの可能性を考慮するとともに、複数の政策の選択肢を検討すること。
- (17) 被災者支援の実施状況につき、常に報告・監督がなされ、事後的な検証と評価が行われるべきこと。
- (18) 被災者支援の実施に当たっては、安定かつ持続的な財源が確保されるべきこと。
- (19) 被災者支援の担い手は、災害に備え、備蓄を行い、常日頃から自らの研修・訓練に取り組むべきこと。
- (20) 公助—共助—自助の役割分担について、適切な役割分担と連携がなされるべきこと。公助の放棄になるような共助・自助の押しつけが行われないようにすること。

【被災者支援の対象 発動要件】

この法律による被災者支援は、市町村が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害により被害を受け、被災者支援を必要とするものに対してこれを行う。

【被災者支援運営協議会】

被災者支援業務の円滑かつ適切な運営を図るため、公助—共助組織ならびに共助組織間の適切な役割分担および連携を強化する組織として、被災者支援運営協議会を設置する。

【協議会の役割】

災害前においては、被災者支援基金を管理し、被災者支援計画を策定し、被災者支援の準備を図る。災害後においては、被災者支援計画に沿った被災者支援を実施する。被災状況を考慮しながら、被災者支援実施方針を策定し、実施を図る。

上位の協議会は相互連絡・調整に関する助言・指示・勧告、ならびに実施・代行を行う。

【協議会の単位について】

全国—（広域連合）—都道府県—市町村—地区単位で運営協議会を設ける。地勢的状况などに考慮して、複数の単位による連合体も認める。

【構成員について】

協議会のメンバーとしては、それぞれの単位（全国—都道府県—市町村）ごとの被災者支援団体、独立した被災者支援団体に加えて、要配慮者や地域・被災者の代表が参加できるようにする。

【運営協議会の会長】

それぞれの運営協議会の会長は、それぞれの単位の行政機関の長を任命する。

ただし、地区被災者支援運営協議会については、共助性が強調されるので、共助組織内での互選で決める。

【運営協議会の組織】

（平常時の組織）

- ・ 議決機関として評議会を設ける。
- ・ 執行機関として理事会を設ける。
- ・ 被災者支援業務に対応した委員会（グループ・作業チーム）を設ける。

（災害時の組織）

- ・ 被災者支援の統括組織として対策本部を設ける。
- ・ 被災者支援業務に対応した連絡調整会議を設ける。連絡調整会議の結果は、対策本部に報告しなければならない。

【運営協議会の事務局】

共助組織のとりまとめ役として、それぞれの単位ごとの社会福祉協議会を事務局とする。

【被災者支援計画】

- ・理事会で策定をして、評議会で承認を得る。
- ・被災者支援計画で策定しておくべき事項は以下の通り。
- ・災害前の準備
被災者ニーズの事前アセスメント 避難所等の指定 防災教育・訓練 事前備蓄
災害時要配慮者の支援 名簿・台帳の整備 基金の管理
- ・災害後のオペレーション
被災者の把握（安否確認含む） 要配慮者への配慮
被災状況の調査 被災者ニーズアセスメント 被災者支援の状況調査
居所の提供・維持 食事・生活物資の供給 医療・福祉サービスの提供 収入・雇用保障
精神ケア 情報提供・相談業務体制 支援金の支給 義援金の分配 基金の運用

【被災者支援実施方針】

- ・対策本部で策定をする。
- ・被災者支援実施方針で策定しておくべき事項は以下の通り。
被災者の把握（安否確認含む） 要配慮者への配慮
被災状況の調査 被災者ニーズアセスメント 被災者支援の状況調査
居所の提供・維持 食事・生活物資の供給 医療・福祉サービスの提供 収入・雇用保障
精神ケア 情報提供・相談業務体制 支援金の支給 義援金の分配 基金の運用

【責務規定】

(1) 国

最終的な責任主体として、被災者支援の総合的・体系的な実施に向けて、制度の全体を統括する。複数の都道府県にわたる重大な災害においては、国が指導的な役割を果たす。

(2) 都道府県

市町村の被災者支援の実施を補助し、総合調整に当たる。広域避難については都道府県が担当を行う。市町村の業務の代行を行う。別の市町村に対して、業務の代行を指示することができる。

(3) 市町村

第一の被災者支援組織として機能する。被災者総合支援法においては、市町村を第一次（主要）対応組織とする。実施体制も、市町村の自治事務として実施を行う。

(4) 日本赤十字社

被災者支援に協力する義務を負う。かつ、被災者支援の実施組織である。主に、被災者の基本的生活権の確保に努める。物質的な支援を実施するとともに、物質的な支援の総合調整にあたる。

被災者支援に関し、団体または個人がする協力（強制的な協力を除く）についての連絡調整を行う。

市町村は、被災者支援に関する業務を必要に応じて日本赤十字社に委託ないし、補助させることができる。

(5) 社会福祉協議会

被災者支援に協力する義務を負う。かつ、被災者支援の実施組織である。主に、災害ソーシャルワークの実施に努める。

被災者支援運営協議会の事務局を担当する。日本赤十字社との連携のもと、被災者支援に関し、団体または個人がする協力（強制的な協力を除く）についての連絡調整を行う。

市町村は、被災者支援に関する業務を必要に応じて社会福祉協議会に委託ないし、補助させることができる。

(6) 被災者支援組織

自主的・自律的に形成された、被災者支援の実施組織である。公共性・公益性に基づいた義務を負う。

災害前に、被災者支援組織として指定しておくことができる。

市町村は、被災者支援に関する業務を必要に応じて被災者支援組織に委託ないし、補助させることができる。

(7) 物資供給事業者

災害後においても迅速かつ継続的な支援ができるように、災害前から備蓄・整備等を行うとともに、災害時においては、運営協議会の実施する被災者支援業務に協力するように努めなければならない。

(8) 住民

自主的に備蓄等の準備をすること。積極的に防災訓練等に参加すること。被災者支援に寄与するように努めなければならない。

(9) 自治体相互の協力

自治体間の相互協力の重要性を確認するとともに、自主的な協力体制の構築に努めることとする。

(10) 公助—共助—自助の連携について

被災者支援ならびに最終目標としての生活再建は、公助のみならず、共助や自助との連携により実現がなされることを確認する。

民間組織・団体による活動、特にボランティア活動については、自主性・自律性を尊重すること。共助ならびに自助に関する促進・助成・誘導がなされなければならない。

【権限の代行・委託に関する規定】

(1) 国—都道府県—市町村間および相互間の調整組織ならびに調整に関する規定

(2) 権限の委託・代行

第2編 応急救助編

【応急救助の内容】

応急救助の内容は以下の通りとする。

- ① 安全な場所への避難行動、被災者の救出
- ② 避難所および宿泊支援ならびに居所における生活環境の確保
- ③ 食品の給与および飲料水の供給
- ④ 生活必需品の給与または貸与
- ⑤ 医療（予防含む）・助産および福祉サービスの提供
- ⑥ 埋葬（遺体の処理含む）
- ⑦ 不明者の捜索
- ⑧ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

【応急救助の基準】

・救助の方法、程度および期間については、国の協議会が設定した基準に従い市町村の協議会がこれを定める（以下「一般基準」と称する）。

・災害後において、一般基準では、救助の適切な実施が困難な場合には、市町村の協議会が国の協議会に協議し、その同意を得た上で救助の方法、程度および期間を定めることができる（以下「特別基準」と称する）。

・過去に採用された特別基準については「協議」を要することなく「届出」だけで実施可能とする。同様に過去に採用された特別基準については「公表」を義務付ける。

・一般基準は、その時の社会経済状況ならびに過去に採用された特別基準を配慮しながら、定期的に見直しを図るものとする。社会経済状況を踏まえて、避難生活の質ならびに生活環境の改善に努めなければならない。

【救助の実施】

・物資・資材の供給について、物資・資材の供給に関する要請（要請が無い場合でも必要に応じて供

給)、備蓄物資等の供給に関する協力、の運送業者に対する必要な物資の運送の要請を行う権限を与える。

- ・ 応急救助にかかる強制的措置として、従事命令、協力命令、収用、立入検査の権限を与える。

【応急救助の準備】

被災者支援運営協議会の策定した被災者支援計画に基づいて、避難所等の整備、備蓄、相互協定、避難訓練等を実施する。

第3編 生活保障・生活再建編

【方針の転換】

- ・ 被災の基準として、「大規模半壊」は廃止する。
- ・ 仮設住宅の提供、応急修理、がれき撤去等に課されていた資力要件も排除する。

【被災者の死亡・障害・負傷】

・ 被災者の死亡に対して、遺族に一時金ならびに定期給付金を支給する（残された遺族の構成によって支給金額を変える）〔「災害遺族給付金」〕。

・ 被災者の障害に対して、本人に定期給付金あるいは一時金を支給する。障害等級の7級（50%の能力喪失）までは、支給措置を行う〔「災害障害給付金」〕。

※負傷をした世帯に対しては、下記の生活支援金で対応を図る。

【生活財の保障】

- ・ 家屋の損壊度を基準に、生活財の購入に対する支給を行う。
全壊世帯に対して 100万円 + 10万円×(世帯人数-1)
半壊世帯に対して 50万円 + 5万円×(世帯人数-1)

【住宅の修理】

- ・ 目的に応じて、住宅の修理にかかる費用を支給する。

在宅避難を可能にする程度の「居住応急修理」上限 100万円
(避難所の代替措置)
一部損壊世帯以上の世帯に支給

安定した居住空間の確保を目指した「居住安定修理」上限 300万円
(家賃補助・仮設住宅の代替措置 恒久的な修理を含む)
半壊世帯以上の世帯に支給

【家賃補助】

- ・ 家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じて家賃補助を行う。家賃補助は、被災地の状況により最大5年程度とする。詳細については、政令でこれを定める。
- ・ 公営住宅については入居要件を緩和する（緩和期間は一時的）。

【仮設住宅・災害公営住宅】

- ・ 家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じた仮設住宅の提供を行う。
- ・ 基本的には、既存の住居の活用を前提としつつ、被災者の希望を踏まえながら建設することとする。
- ・ 私有地における建設も可能とする。
- ・ 仮設住宅は買い取りを可能とし、恒久住宅（災害公営住宅）として提供してもかまわないこととする。

【住宅の再建・購入】

- ・ 住宅の再建・購入に対しては、最大600万円を支給する。
- ・ 全壊世帯、半壊世帯を対象とする。
- ・ 仮設住宅の買い取りに用いてもかまわない。

【生活支援金】

- ・世帯における収入の減少により、収入が政令で定める基準額を下回った場合、生活支援金を支給する。

【就業支援プログラム・生業支援プログラム、コミュニティ再生支援プログラム】

- ・就業支援プログラムならびに生業支援プログラムを創設する。
- ・コミュニティ再生支援プログラムを創設する。

【教育サービスの保障】

- ・学業が継続できるように、学用品の支給、学費の減免、奨学金による助成を行う。

【債務整理】

- ・一般世帯向けならびに事業者向けの制度を明記する。
- ・債務整理に向けての債権買い取り機構、裁判外ADRを設ける。

【融資・ローン】

- ・被災者を対象に、保証人を必要としない融資制度を設ける。
- ・無利子あるいは低利子の住宅ローンを設ける。
- ・融資を受ける際には、相談員によるカウンセリングを義務づける。

【広域避難者対策】

- ・広域避難者とは、災害により被災地から避難をしている被災者のことをいう。
- ・広域避難者のために、避難先の市町村に支援員を配置し、被災者支援運営協議会は帰還・定住支援センターを設置する。

第4編 情報提供・相談業務・個人情報編

【情報提供・相談業務】

- ・被災者が適切に避難行動、避難生活、生活再建を行えるように、迅速かつ的確な情報が提供されなければならない。
- ・同様に、被災者が適切に避難行動、避難生活、生活再建を行えるように、相談窓口を設けるとともに、相談員を配置しなければならない。
- ・個々の被災者に対する避難支援・生活再建支援を促進するために、ケースマネジメント業務を展開する。

【事前アセスメント】

- ・被災者支援運営協議会は、円滑かつ適切な事前準備、被災者支援を実施するために、事前アセスメントを行う。
- ・事前アセスメントの際には、その地域における災害の可能性、予想される被害、災害時要配慮者の状況等についてアセスメントを行う。
- ・事前アセスメントの実施に当たっては、必要な限度で、災害時要配慮者に関する個人情報を目的外利用することができる。また、他の行政機関等に情報提供を求めることができる。
- ・可能な限り匿名化を行いつつ、情報が十分に活用できるように努めること。

【被災者ニーズアセスメント】

- ・効率的かつ適切な被災者支援を実施するために、被災者ニーズアセスメントを行う。
- ・アセスメントを実施する際には、さまざまな手段を用いて、すべての被災者の把握に努めることとする。
- ・アセスメントは、応急対応から災害復興のフェーズにわたって実施される。
- ・アセスメントの調査結果は、行政機関ならびに被災者運営協議会において共有されるものとする。
- ・可能な限り匿名化を行いつつ、情報が十分に活用できるように努めること。

【罹災証明書・建物被害認定調査・応急危険度判定・建物再建判定】

- ・市町村長は、罹災証明書を発行する。

- ・罹災証明書は、被災者台帳に基づき、罹災状況に関する情報一般について証明するものとする。家屋の損害だけを証明するのみならず、被災による身体への被害・障害についても記載できるようにする。
- ・建物被害認定調査については、被災者支援運営協議会に委託をすることができる。
- ・建物被害認定調査の結果については、その発行を行政処分として位置づけ、不服申立ならびに訴訟を可能にする。
- ・応急危険度判定について、法的な位置づけを図る。避難指示等と同じ扱いとする。
- ・居住可能性判定という仕組みをもうけて、修理による再建可能性を判定する。

【避難行動要支援者名簿】

- ・市町村長は、災害時における要配慮者の円滑な避難行動を支援し、避難生活における適切な支援を実施するために、事前アセスメントを行うとともに、避難行動要支援者名簿を整備しなければならない。
- ・避難支援等の実施に必要な限度での目的外利用ならびに他の行政機関および被災者支援運営協議会に提供することができる。
- ・避難行動要支援者名簿は、市町村被災者支援運営協議会に委託、あるいは共同運営することができる。
- ・それ以外の地域コミュニティならびに支援組織については、本人の同意によるほか条例に基づく本人同意を得ない提供を認める。
- ・要支援者を災害から生命・身体を災害から保護するために必要がある場合には、本人の同意を得ずに外部提供することができる。
- ・都道府県知事は、市町村における避難行動要支援者名簿の整備状況を把握し、必要に応じた助言・支援を行わなければならない。
- ・事前準備のために、匿名性を維持した上で利用することができる。
- ・災害後における被災者台帳への組み込みを前提とした構成にすること。

【被災者台帳】

- ・市町村長は、災害時における被災者の所在を明らかにし、被災者の状況に応じた支援を実施し、被災者の生活再建を促進するために、被災者台帳を整備しなければならない。
- ・台帳の作成にあたっては、住民基本台帳を利用するとともに、既存の情報を目的外利用することを認める。また、他の行政機関等に情報提供を求めることができる。
- ・本人の同意に加え、被災者に対する援護に必要な限度で目的外利用ならびに他の行政機関および被災者支援運営協議会に提供することができる。
- ・被災者台帳は、被災者支援運営協議会に委託、あるいは共同運営することができる。
- ・都道府県知事は、市町村における被災者台帳の整備状況を把握し、必要に応じた助言・支援を行わなければならない。
- ・国は、広域災害に対応するために、全国的な被災者台帳システムを整備しなければならない。
- ・広域災害時における被災者の把握のため、他の行政機関等に情報提供を求めることができる。
- ・他の行政機関ならびに被災者支援運営協議会は、被災者に対する援護に必要な限度で情報提供を求めることができる。

【安否情報の提供】

- ・市町村長または都道府県知事は、被災者の安否に関する情報について照会があった場合は、回答できるものとする
- ・安否情報を回答するときは、安否情報にかかる被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- ・安否情報の回答を適切に行い、またはその実施の準備に必要な限度において、被災者あるいは被災したと思われる者の情報について、目的外利用または情報の提供を求めることができる。

第5編 権利保障編

【不服申立】

- ・本法に基づく支援措置の中で、申請に基づく支援措置についてはすべて「行政処分」とし、不服申立の対象とする。
- ・建物被害認定調査の結果も、不服申立の対象とする。

- ・本法に基づく支援措置の中で「継続的事実行為」と判断できるものも行政不服審査法における不服申立の対象とする。
- ・不服申立の相手方は、オンブズマン組織とする。

【オンブズマンと権利保障のための手続】

- ・被災者支援の権利利益を擁護し、被災者支援を監視し、被災者支援の改善をはかるために、オンブズマンを設ける。
- ・オンブズマンは、被災者からの苦情を受け付け迅速に処理するとともに、自主的に被災者支援の実態を調査し、関係機関に是正等の措置を講じるように勧告し、制度の改善を求める意見を表明することができる。
- ・オンブズマンは、災害ごとの被災者支援の状況について、被災者支援運営協議会からの報告に基づいて、事後的な検証を行う。

【受給権の保護】

- ・本法に基づく支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。
- ・租税その他の公課は、本法に基づく支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

第6編 その他項目 附則

【罰則】

秘密保持義務違反 従事命令、保管命令に従わない場合 立入検査に応じない場合
偽りその他不正の手段により支援を受けまたは受けさせた者

【経過措置】

災害救助法、被災者生活再建支援法、災害弔慰金等法の廃止、災対法等の一部改正
財源の移行措置 被災者支援基金管理法人の創設